

令和8年5月25日

各組合員の皆様へ

鹿児島木材産業協同組合
代表理事 柴立 鉄彦

定期健康診断助成金の支給について（お知らせ）

向暑の候、組合員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素から当組合の運営等に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、組合では福利厚生事業として、例年、組合員及び従業員の皆様の定期健康診断受診経費の助成金支給事業を実施しているところです。

ついでには、今年度も下記の要領により定期健康診断助成金を支給いたしますのでご利用方よろしくお願ひします。

記

1 対象者

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用事業所であり、鹿児島木材産業協同組合の組合員であること。

なお、受診者は組合団地内の事業所に勤務する者とします。

2 健診時期等

令和8年3月1日から令和9年2月28日の間の原則1回に限るものとします。

ただし、前年度（令和8年3月1日から令和8年3月31日）に受診された方で、令和9年2月28日までに今年度の受診をされた場合、2回まで助成対象となります。

3 対象健診機関

鹿児島木材産業協同組合団地内の医療機関での受診を助成対象とします。

4 対象健康診断

事業者が労働安全衛生法の規定に基づき実施する従業員等(事業主及びその家族を含む)の定期健康診断とします。オプションによる項目も含まれますが、入社時健康診断及び人間ドッグは対象外とします。

5 助成金の申請

別紙「定期健康診断助成金支給申請書」にご記入のうえ、健診機関の発行する領収証（原本）を添付して、当組合事務所に提出してください。

6 助成金額

健康診断受診経費の10%（予算の範囲内）以内の額を支給します。

7 申請期日

令和9年3月1日（月）までとします。

○申請用紙は、鹿児島木材産業協同組合ホームページにも掲載してあります。

<http://www.kamokusan.or.jp>